

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 31 年 4 月 9 日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法、不当性を主張しているものと解される。

生活保護法と却下通知書で触れられている事務次官通知には、3 か月を超えたら経費認定できないとする記述は見つけられず、処分の理由が不明です。そもそも時間が経ってから申請する結果となったのは、福祉事務所の責任です。

本件は、十分な調査、検討をした結果出された却下処分ではありません。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の

規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月30日	諮問
令和3年 1月21日	審議（第51回第1部会）
令和3年 2月26日	審議（第52回第1部会）
令和3年 3月 4日	請求人へ調査照会
令和3年 3月11日	請求人から回答を収受
令和3年 3月15日	審議（第53回第1部会）
令和3年 4月19日	審議（第54回第1部会）
令和3年 5月27日	審議（第55回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護

者各々について具体的に決定される。

- (2) 法 27 条 1 項によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるかとされている。

法 27 条の 2 によれば、保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができるかとされている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・3・(2)・ア・(イ)によれば、収入を得るために必要な経費として、受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること、とされている。さらに、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 8-27・答によれば、当該障害基礎年金を初めて受給した際における収入認定に当たって、その診断書作成に要した費用を控除すべきであるとされている。

- (4) 法 28 条 1 項によれば、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができるかとされている。そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 11・4・(1)・イによれば、障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるときは要保護者に対して検診を命ずることができること、同・(3)によれば、検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行うこと、検診命

令書は検診を受ける者に直接交付し、検診命令について詳細に説明すること、同・(5)によれば、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする事、障害認定に係る検診診断書の文書料として検診料のほかに5,970円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとされている。

そして、問答集問11-22・答によれば、局長通知第11・4・(1)・イにおける「障害者加算その他の認定」のうち「その他の認定」とは、障害基礎年金等の申請のため診断書を必要とする場合などが予想されるとされている。

- (5) 問答集問13-2・答によれば、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額に、事後に追加支給することになって、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により増額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされている。

そして、これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつであるとされている。

- (6) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として本件の適用に関して合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、平成29年7月に、請

求人が障害基礎年金の申請の際に必要な診断書を得るため、本件クリニックに対し検診命令を行い、同年9月に本件クリニックから請求のあった本件診断書に係る文書料5,970円を支払ったことが認められる。

一方、請求人は、その当時、本件診断書に係る検診命令文書料5,970円を超過する部分4,030円について、処分庁に対し請求することなく、平成31年4月8日になって本件申請を行ったことが認められる。

問答集問13-2・答によれば、保護費の遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされているところ（1・(5)）、本件申請は、請求人の検診受診後およそ2年が経過していることから、処分庁は、事実の経過後3か月を超過しているためとして本件処分を行ったものと認められる。

そうすると、処分庁が本件申請を却下したことには合理的な理由があるということができ、本件処分が違法又は不当なものとは認められない。

3 請求人は、上記第3のことから本件処分の違法、不当を主張するが、本件処分に違法又は不当な点があるとはいえないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は、本件審査請求の取消理由とはならないものであるというほかはない。

なお、請求人は反論書において、扶助費の遡及支給について、「生活保護運用事例集2017」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成）問12-14・答では、保護費は5年分の遡及ができることとされている、と主張しているが、この項目は、平成29年7月6日付事務連絡東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知により削除されており、その後の取扱いについては、原則、問答集問13-2（保護費の遡及支給の限度は3か月）により行うよう通知されていることから、請求人の主張を採用することはできな

い。

また、当審査会は、行政不服審査法74条に基づき、請求人に対し、保護費の遡及変更の限度である3か月程度を超えて請求したことについて、具体的な主張・立証を求めたが、請求人からは正当な理由についての主張・立証はなく、このことについて福祉事務所に責任があると認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹